

公告

労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 2 月 9 日付けで自治労福岡市水道サービス従業員ユニオン執行委員長大町浩文から申立てのあった、令和 5 年 1 月 13 日付けで自治労福岡市水道サービス従業員ユニオンとヴェオリア・ジェネッツ株式会社及び第一環境株式会社との間に締結した労働協約（以下「本件労働協約」という。）の地域的拡張適用について、同法第 18 条第 1 項及び第 2 項並びに労働組合法施行令（昭和 24 年政令第 231 号）第 15 条の規定に基づき福岡県労働委員会が、令和 5 年 11 月 16 日に開催された第 1859 回定例総会で、一部修正のうえ拡張適用することが適当である旨決議した。これにより、同法第 18 条第 1 項及び第 3 項並びに同令第 15 条の規定に基づき、次のように労働協約の拡張適用を受けるべきことを決定する。

令和 6 年 1 月 5 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 適用される本件労働協約の条項

第 2 条から第 8 条第 1 項までの各条項

ただし、第 8 条第 1 項中「2023（令和 5 年）2 月 1 日」とあるのは「令和 6 年 4 月 1 日」とし、修正後の本件労働協約の各条項は以下のとおりである。

第 2 条（用語の定義）

この労働協約の用語について、次のとおり定義する。

(1) 「適用地域」

福岡市全域

(2) 「水道メーター」

前掲(1)所定の適用地域において、福岡市水道事業のために設置された水道使用量を計測する機器を、「水道メーター」という。

(3) 「検針業務」

前掲(2)所定の水道メーターを点検・調査し、水道使用量を検針し、検針結果を検針用ハンディターミナルに入力し、使用量の通知書を発行し、水道使用者にこれを通知する作業を、「検針業務」という。

(4) 「時間給制水道検針員」

後掲(6)所定の賃金計算期間において、前掲(3)所定の検針業務に従事する労働時間の合計時間数が所定労働時間の合計時間数の 2 分の 1 以上であり、かつ、賃金の一部又は全部が時給計算又は日給計算で支払われる労働者を、「時間給制水道検針員」という。

(5) 「使用者」

前掲(4)所定の時間給制水道検針員から、労務の提供を受け、かつ、この労務に対する報酬を支払う者を、「使用者」という。

(6) 「賃金計算期間」

ア 前掲(4)所定の時間給制水道検針員に対する賃金支払日が毎月 1 回である場合には、各月の賃金締切日の翌日から翌月の賃金締切日までを「賃金計算期間」という。

イ 前掲(4)所定の時間給制水道検針員に対する賃金支払日が毎月複数回ある場合には、各月の最初の賃金締切日の翌日から翌月の最初の賃金締切日までの期間をもって、「賃金計算期間」という。

(7) 「検針業務等従事指定日」「検針予備期間」「所定労働日」

ア 「検針業務等従事指定日」とは、次の(ア)及び(イ)を充足する日をいう。

(ア) 使用者が、各時間給制水道検針員に、各賃金計算期間において検針業務等に従事すべき日として指定した日であること。

(イ) 使用者が前掲(ア)所定の指定を行う時期は、各賃金計算期間の開始日より前の時点であること。

イ 「検針業務等従事指定日」のうち、次の(ア)(イ)(ウ)を全て充足する期間を、「検針予備期間」という。

(ア) 前掲ア所定の検針業務等従事指定日のうち、使用者が当該賃金計算期間の最終の時期に、日単位、又は、日単位と時間単位の併用により設定した一定の期間であること。

(イ) 各時間給制水道検針員が各賃金計算期間に担当する検針業務を前掲(ア)所定の一定の期間の開始時点までに完了しない場合には、当該時間給制水道検針員は前掲(ア)所定の一定の期間に就労して検針業務に従事する義務を負い、かつ、この就労時間に関して使用者は賃金支払義務を負うこと。

(ウ) 各時間給制水道検針員が各賃金計算期間に担当する検針業務を前掲(ア)所定の一定の期間の開始時点までに完了した場合には、当該時間給制水道検針員は前掲(ア)所定の一定の期間に就労して検針業務に従事する義務を負わず、かつ、この不就労時間に関して使用者は賃金支払義務を負わないこと。

ウ 「検針業務等従事指定日」のうち、前掲イ所定の「検針予備期間」が設けられた日を除くその余の日を、「所定労働日」という。なお、検針予備期間が日単位のみで設定されるのではなく日単位と時間単位の併用により設定されている場合においては、時間単位で設定されている日の全部について「検針予備期間」に含まれるものとして扱う。

(8) 「実労働時間」

前掲(4)所定の時間給制水道検針員が現実に労働義務を履行する時間（現実の始業時刻から現実の休憩開始時刻までの時間、及び、現実の休憩終了時刻から現実の終業時刻までの時間）であり、かつ、使用者が賃金支払義務を負う時間をもって、「実労働時間」という。

(9) 「月間検針実件数」

前掲(4)所定の時間給制水道検針員が前掲(6)所定の各賃金計算期間において前掲(3)所定の検針業務の対象とした水道メーターの個数の総数であって、大口検針・一般検針その他検針の種別を問わず1個の水道メーターの検針業務を1回行う都度1件として数え、検針の種別による換算を行う前の実件数をもって、「月間検針実件数」という。

(10) 「標準賃金の支払対象となる時間給制水道検針員」

ア 前掲(6)所定の賃金計算期間毎に、前掲(4)所定の時間給制水道検針員のうち、「標準賃金の支払対象となる時間給制水道検針員」として扱われる者は、少なくとも、各賃金計算期間における前掲(8)所定の実労働時間の合計数及び前掲(9)所定の月間検針実件数が次の(ア)から(エ)のいずれか一つ又は複数に該当する者でなければならない。

(ア) 各賃金計算期間において、実労働時間の合計数が 80 時間以内であり、かつ、月間検針実件数が 2,000 件以上であること。

(イ) 各賃金計算期間において、実労働時間の合計数が 100 時間以内であり、かつ、月間検針実件数が 2,500 件以上であること。

(ウ) 各賃金計算期間において、実労働時間の合計数が 120 時間以内であり、かつ、月間検針実件数が 3,000 件以上であること。

(エ) 各賃金計算期間において、実労働時間の合計数が 140 時間以内であり、かつ、月間検針実件数が 3,500 件以上であること。

イ 前掲アの(ア)から(エ)に該当する者であっても、次の(ア)から(エ)のいずれか一つに該当する者は、「標準賃金の支払対象となる時間給制水道検針員」から除外する。

(ア) 前年の合計所得が 48 万円以下（収入が給与のみの場合は給与収入が 103 万円以下）である者

但し、上記の 48 万円とは、現行の所得税法第 2 条 33 号所定の「同一生計配偶者」の定義中の「合計所得金額」であり、また、上記の 103 万円とは、前記「合計所得金額」に同法第 28 条第 3 項 1 号所定の「給与所得控除金額」を加算した金額である。将来所得税法が改正されこれらの金額に変動が生じた場合には、新たに所得税法が定める金額に読み替える。また、所得税法から同一生計配偶者に関する配偶者控除の制度が廃止されたときには、(ア)の除外条項は失効することとする。

(イ) 当年の合計所得が 48 万円以下（収入が給与のみの場合は給与収入が 103 万円以下）となることを自ら希望している者

但し、所得税法の改正があった場合には、前掲(ア)と同様に読み替える。

(ウ) 賃金計算期間の初日において時間給制水道検針員としての勤務を開始した日から 2 か月を経過しない者

(エ) 賃金計算期間内において、労働契約の終了日より 2 か月前の日が到来する者

(11) 「一時間当たり賃金額」

前掲(4)所定の「時間給制水道検針員」に支払われる「一時間当たり賃金額」とは、次のア項所定の「算出対象となる賃金」を、次のイ項所定の「月間実労働時間」で除して算出される金額をいう。但し、1 円未満は切捨てとする。

ア 「算出対象となる賃金」

(ア) 「一時間当たり賃金額」の算出対象となる賃金の種類は、毎月1回以上定期的に支払われる賃金とし、これ以外の賞与・退職金等は、除外する。

(イ) 「一時間当たり賃金額」の算出対象となる賃金は、前掲(6)所定の賃金計算期間に支払われる賃金とする。但し、次の①から③の支給がなされている場合においては、これらに関して「一時間当たり賃金額」の算出対象となる賃金から除外する。

① 通勤手当

なお、自宅と勤務場所との間の通勤に必要な実費を補填する性質のものは、名目の如何を問わず、全て通勤手当として扱う。

② 法定時間外労働に関する割増賃金、休日労働に関する割増賃金、及び、深夜労働に関する割増賃金

但し、割増賃金のうち、通常の労働時間の賃金に相当する部分は除外し、通常の労働時間の賃金に相当する部分に加算して支払われる割増部分のみを、割増賃金として扱う。

③ 年次有給休暇、結婚休暇、服喪休暇、育児休業、裁判員休業、その他の理由で労働義務が発生しないか又はその履行を免除された時間について、所得保障の目的で支払われた賃金

(ウ) 次の①から④いずれかの理由で賃金控除又は減額がなされる場合、「一時間当たり賃金額」の算出対象となる賃金は、これらの控除又は減額がなされる前の賃金とする。

① 所得税等の租税の源泉徴収

② 社会保険料の賦課

③ 組合費の控除その他労働基準法第24条第1項所定の手続を経てなされる賃金控除

④ 懲戒処分による減給

(エ) 前掲(ア)から(ウ)をすべて充足する賃金の総額をもって、「一時間当たり賃金額」の算出対象となる賃金とする。

イ 「月間実労働時間」

前掲(6)所定の賃金計算期間における実労働時間の合計を、「月間実労働時間」という。なお、一旦、所定労働日に指定されたが、有給休暇、結婚休暇、服喪休暇、育児休業、裁判員休業、その他の理由で労働義務を負わないか又は労働義務の履行を免除された日又は時間は、実労働時間として扱わない。

(12) 「裁判員休暇」

労働者が、裁判員制度に基づく裁判員候補又は裁判員に選任され、裁判所から出頭を求められた日に裁判所に出頭するために、使用者が当該労働者に対し年次有給休暇とは別に付与する休暇を「裁判員休暇」という。

(13) 「1日当たりの保障給」

次のア又はイのいずれか低い額をもって「1日当たり保障給」という。

ア 労働基準法第12条所定の平均賃金の日額

イ 最低賃金法に基づき福岡県に適用される最低賃金の日額に1.1を乗じた額

第3条（一時間当たり賃金額の下限額）

使用者が、時間給制水道検針員に対して、検針業務に従事する日に関して支払う一時間当たり賃金額は、1,082円を下回らないものとする。但し、賃金計算期間の初日において時間給制水道検針員としての勤務を開始した日から2か月を経過しない者に関しては、この下限額の適用を除外する。

第4条（標準賃金の支払対象となる時間給制水道検針員に支払われる賃金の一時間当たり賃金額の下限額）

- 1 標準賃金の支払対象となる時間給制水道検針員のうち、各賃金計算期間において、実労働時間の合計数が140時間以内であり、かつ、月間検針実件数が3,500件以上である者に対して支払われる賃金は、一時間当たり賃金額が1,605円を下回らないものとする。
- 2 前掲第1項の適用を受ける者を除くその余の標準賃金の支払対象となる時間給制水道検針員のうち、各賃金計算期間において、実労働時間の合計数が120時間以内であり、かつ、月間検針実件数が3,000件以上である者に対して支払われる賃金は、一時間当たり賃金額が1,556円を下回らないものとする。
- 3 前掲第1項から第2項までの適用を受ける者を除くその余の標準賃金の支払対象となる時間給制水道検針員のうち、各賃金計算期間において、実労働時間の合計数が100時間以内であり、かつ、月間検針実件数が2,500件以上である者に対して支払われる賃金は、一時間当たり賃金額が1,485円を下回らないものとする。
- 4 前掲第1項から第3項までの適用を受ける者を除くその余の標準賃金の支払対象となる時間給制水道検針員のうち、各賃金計算期間において、実労働時間の合計数が80時間以内であり、かつ、月間検針実件数が2,000件以上である者に対して支払われる賃金は、一時間当たり賃金額が1,420円を下回らないものとする。

第5条（裁判員休暇）

- 1 時間給制水道検針員は、裁判員制度に基づく裁判員候補又は裁判員に選任され、裁判所から出頭を求められたことを証する書面を使用者に予め提出し、かつ、出頭を求められた日に裁判所に出頭した場合、出頭した時間数の多寡にかかわらず、出頭した日に関して裁判員休暇を取得する権利を有する。
- 2 使用者は、時間給制水道検針員が裁判員休暇を取得し、当該休暇の取得期間に所定労働日が含まれ、所定労働日を休業する場合において、休業に伴う賃金減少分の一部を補填するため、一日当たりの保障給に各賃金計算期間中の所定労働日であって裁判所に出頭するため休業する日数を乗じた額を下回らない額を、通常の賃金に付加して、賃金支払日に支払う。

第6条（労働保険・社会保険）

使用者は、労働者災害補償保険法、雇用保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律、健康保険法、及び、厚生年金保険法の各法所定の要件を充足する時間給制水道検針員に対して、各法所定の手続をなすことにより、各時間給制水道検針員が各法所定の給付を受けることができるよう必要な措置を講ずる。

第7条（この労働協約の最低基準効）

- 1 時間給制水道検針員に適用される労働契約、労働協約、就業規則等の定める労働条件のうち、この労働協約の定める労働条件を下回る部分については無効とし、無効とされた部分は、この労働協約の定めるところによる。
- 2 この労働協約は、時間給制水道検針員の労働条件に関して、共通の最低基準を定めるものであり、各使用者は、労働契約の締結、就業規則の制定、又は、労働協約の締結をなす際において、次のことをなすことができる。
 - (1) この労働協約を上回る水準の労働条件を設定すること。
 - (2) この労働協約が定める用語の定義を、労働者に有利に拡張すること。
 - (3) 各使用者が時間給制水道検針員に対して支払う賃金又は保障給に関して、この労働協約が定める下限額を下回らず、この労働協約が定める額と同額またはこれ以上の賃金又は保障給を支払う限り、賃金又は保障給に関する時給・出来高給・諸手当その他の内訳項目の名称・呼称を自由に設定し、また、各内訳項目相互間の配分割合・配分額を自由に設定し、各内訳項目毎の単価と計算方法について自由に定めること。

第8条（この労働協約の有効期間）

- 1 この労働協約の有効期間は、令和6年4月1日から2025（令和7）年3月31日までとする。
- 2 適用される地域
福岡市全域
- 3 適用される使用者及び労働者
2に記載する地域内において、本件労働協約第2条(5)に定める「使用者」に該当する事業主及び当該事業主に雇用される労働者のうち、同条(4)に定める「時間給制水道検針員」に該当する者
- 4 拡張適用の期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで